議案第１７号

守谷市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和５１年守谷町条例第１５号）を別紙のとおり改正する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
１７号	1

守谷市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和５１年守谷町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号に次のただし書を加える。

ただし，６５歳以上７５歳未満の者で，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第５０条第２号の政令で定める程度の障がいの状態にあるものにあっては，同号の規定による認定を受けたものに限る。

第２条第５号ア中「（６５歳以上７５歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第５０条第２号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り，同号イ及びウ中「（６５歳以上７５歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り，同号エ中「３級」の次に「又は４級」を加え，「（６５歳以上７５歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り，同号カ中「（６５歳以上７５歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り，同号キ中「第３項」の次に「（以下「政令第６条第３項」という。）」を加え，「（６５歳以上７５歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り，同号に次のように加える。

ク　身体障害者手帳の交付を受けた者で，その障がいの程度が省令別表の３級又は４級に該当し，かつ，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもので，その障がいの程度が政令第６条第３項の２級に該当するもの

ケ　児童相談所又は知的障害者更生相談所において，知能指数が５０以下と判定された者で，かつ，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもので，その障がいの程度が政令第６条第３項の２級に該当するもの

附　則

この条例は，令和６年４月１日から施行する。

議 案	頁 数
１７号	２

提案理由（議案第１７号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、茨城県の医療福祉対策要綱の改正により医療福祉費支給に係る重度心身障害者等の助成措置が拡大することに伴い、守谷市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
１７号	3

守谷市医療福祉費支給に関する条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（定義） 第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 （１）から（４）まで（略） （５）重度障がい者　次に掲げる者をいう。ただし，６５歳以上７５歳未満の者で，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０条）第５０条第２号の政令で定める程度の障がいの状態にあるものにあっては，同号の規定による認定を受けたものに限る。 ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で，その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号（以下「省令別表」という。）の１級又は２級に該当するもの イ　手帳の交付を受けた者で，その障がいの程度	（定義） 第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 （１）から（４）まで（略） （５）重度障がい者　次に掲げる者をいう。 ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で，その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号（以下「省令別表」という。）の１級又は２級に該当するもの（６５歳以上７５歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第５０条第２号の規定による認定を受けたものに限る。） イ　手帳の交付を受けた者で，その障がいの程度

議案 17号

頁数 4

参考資料

が省令別表の３級に該当し，かつ障がい名が心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいとされるもの

ウ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第９条第６項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）において，知能指数が３５以下と判定された者

エ　手帳の交付を受けた者で，その障がいの程度が省令別表の３級又は４級に該当し，かつ，児童相談所又は知的障害者更生相談所において，知能指数が５０以下と判定されたもの

オ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行

が省令別表の３級に該当し，かつ障がい名が心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいとされるもの（６５歳以上７５歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号の規定による認定を受けたものに限る。）

ウ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第９条第６項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）において，知能指数が３５以下と判定された者（６５歳以上７５歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号の規定による認定を受けたものに限る。）

エ　手帳の交付を受けた者で，その障がいの程度が省令別表の３級に該当し，かつ，児童相談所又は知的障害者更生相談所において，知能指数が５０以下と判定されたもの（６５歳以上７５歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号の規定による認定を受けたものに限る。）

オ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行

令（昭和５０年政令第２０７号）別表第３の１級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ　国民年金法施行令（昭和３４年政令第１８４号）別表１級に該当する障害年金受給権者

キ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で，その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項（以下「政令第６条第３項」という。）の表の１級に該当するもの

ク　身体障害者手帳の交付を受けた者で，その障がいの程度が省令別表の３級又は４級に該当し，かつ，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもので，その障がいの程度が政令第６条第３項の２級に該当するもの

ケ　児童相談所又は知的障害者更生相談所において，知能指数が５０以下と判定された者で，か

令（昭和５０年政令第２０７号）別表第３の１級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ　国民年金法施行令（昭和３４年政令第１８４号）別表１級に該当する障害年金受給権者（６５歳以上７５歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号の規定による認定を受けたものに限る。）

キ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で，その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項の表の１級に該当するもの（６５歳以上７５歳未満の者は，高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号の規定による認定を受けたものに限る。）

（新設）

（新設）

つ，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもので，その障がいの程度が政令第６条第３項の２級に該当するもの	